

取り組みの経過

国連が決議した昭和56(1981)年の「国際障害者年」を契機として、世界各国において障害のある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが推進されてきました。

国内では、平成5(1993)年に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、障害者施策を総合的かつ計画的に推進することが明示されました。

平成16(2004)年には「障害者基本法」が改正され、障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨が規定されました。さらに、平成23(2011)年の同法の改正では、障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止しました。同年には、障害のある人への虐待を防止するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定され、平成28(2016)年には、障害のある人への差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

本市では、平成30(2018)年3月に、「第3期障害者計画（後期計画）、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定しました。また、令和3(2021)年3月に「第4期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定しました。障害のある人もない人も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、「自立と社会参加」の実現を今後もめざすとともに、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる「共生社会」の実現をめざしています。

【国の主な動き】

昭和25(1950)年	「身体障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行
昭和35(1960)年	「知的障害者福祉法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行
昭和45(1970)年	「心身障害者対策基本法」施行
昭和57(1982)年	「障害者対策に関する長期計画」策定
平成5(1993)年	「障害者基本法」（心身障害者対策基本法を改正）施行
平成6(1994)年	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行
平成7(1995)年	「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」策定
平成14(2002)年	「障害者基本計画」策定 「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」策定 「身体障害者補助犬法」施行
平成17(2005)年	「発達障害者支援法」施行

平成18(2006)年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行
平成24(2012)年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行
平成25(2013)年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行 「障害者基本計画（第3次）」策定
平成26(2014)年	「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」批准
平成28(2016)年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行
平成30(2018)年	「障害者基本計画（第4次）」策定

現状と課題

障害のある人が、地域で安心して暮らし自身の希望する生活を実現することができるよう、関係機関の連携・協力のもと障害や障害のある人への市民の理解を一層深めるとともに、事業者に対しては合理的配慮の提供をより一層求め、障害のある人が自らの選択と決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画できる環境づくりが必要です。

施策の方向性

① 障害者の人権に関する啓発

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	全国で実施される「障害者週間」（12月3日～9日）にあわせて、障害者関係団体及び事業者の協力のもと、啓発物品の配布による啓発活動を行い、障害者への人権擁護に努めます。	障害福祉課
2	大阪府や関係機関・団体などとも相互に連携しながら、障害者の人権啓発の充実が図られるような取り組みの推進を図ります。	障害福祉課 人権推進課

② 障害者の人権擁護（相談業務・支援体制の充実）

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の充実とともに、地域における支援体制の構築や障害者が気軽に相談できる相談支援機関の充実と強化を図ります。	障害福祉課

No.	施策の内容・方向性	担当課
2	成年後見制度や市社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業の普及とその活用に関する相談体制の充実を図ります。	障害福祉課
3	障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員（特に新規採用職員及び新任管理職員）に対し、研修及び啓発を行います。	人事課

③ 障害者雇用の促進・支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	障害者雇用フォーラムを毎年開催するなど、近隣市や関係機関などとの連携を十分に図りながら、就労支援体制の充実を図ります。	障害福祉課 産業振興課
2	障害者の就労の場の確保を図るため、事業主などへの啓発に努めます。また、ハローワークなどとも連携を図りながら、就業支援の情報を提供し、障害者雇用率制度の周知・啓発を進めるとともに、就労の場の確保に努めます。	障害福祉課 産業振興課
3	関係機関と連携を図りながら、トライアル雇用、職場適応訓練などの活用により、雇用への移行促進を図ります。また、障害者が安定的に職業につくことができるよう支援に努めます。	障害福祉課 産業振興課
4	関係機関との連携を図りながら、特別支援学校卒業生の企業への就労支援に努めます。	障害福祉課 産業振興課
5	障害のある職員がその特性や個性を活かし生き生きと能力を発揮することができるよう、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場の環境整備に努めます。	人事課

④ 学習機会の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	障害者が生涯学習活動などに気軽に参加できるよう、各種講演会や講座、行事において点字資料の作成や手話通訳者の派遣など、障害に応じた情報提供の充実を図ります。また、「LICはびきの」や図書館などの公共施設において、障害者トイレの増設やスロープ、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の設置など、障害者が利用しやすい環境整備に努めます。	都市計画課 人権推進課 障害福祉課 関係各課

⑤ 支援教育の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	専門的な機関と連携し、障害のある児童に対して、集団の中で豊かな人間形成を図ります。また、支援教育に関する研修を実施するなど、学校・園における支援員や保育士の資質向上、人員確保に努めるとともに、障害の程度や発達段階などに応じた教育内容や、指導方法の改善を図ります。	こども課 学校教育課

⑥ 福祉のまちづくりの推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	事業者への指導・助言を通じて、都市施設のバリアフリー化を図ることにより、「自立支援型福祉社会」の実現に努めます。	建築指導課
2	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心・安全で快適に通行することができる道路環境の確保に向けた改良、舗装及び維持補修工事（陥没・轍・段差などの解消）を行います。	道路公園課
3	事業者と協力し、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、都市施設のバリアフリー化の推進に努めます。	都市計画課

⑦ 住宅の確保・整備

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	障害福祉サービスを必要とする人の利用につなげていくことができるよう、「羽曳野市地域自立支援推進会議」を中心に関係各機関、地域との連携や関係づくりを進めます。	障害福祉課
2	集約建替え事業において、入居者の安心・安全の確保及び居住性の向上に努めます。	建築住宅課
3	高齢者や障害者の生活環境に配慮した住宅改修の相談を行います。	障害福祉課

⑧ 人権に配慮した地域医療体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	障害があっても住み慣れた地域でその人らしく暮らしていけるよう、かかりつけ医の普及促進を図ります。	健康増進課 障害福祉課
2	緊急時の連絡体制を整えるとともに、医療機関などに対し、視覚・聴覚障害者などに対するコミュニケーション手段の確保など、障害者に配慮した受け入れ体制を要請するなど、地域医療体制の整備、充実に努めます。	健康増進課

⑨ 福祉サービスの利用援助

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	障害福祉サービスを必要とする人の利用につなげていくことができるよう、「羽曳野市地域自立支援推進会議」を中心に関係各機関、地域との連携や関係づくりを進めます。	障害福祉課

⑩ 避難行動要支援者への支援体制の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	地震や火事などの災害時に、一人での避難が困難な要支援者を支援するため、「避難行動要支援者台帳」を作成するなど、関係機関や校区福祉委員会、地域住民などと連携して支援体制の整備に努めます。	福祉総務課

⑪ 情報収集・コミュニケーション支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	視覚や聴覚、言語・音声機能などの障害のため、意思の伝達や行政情報の収集に支援が必要な人について、点字による資料の提供、手話通訳者や要約筆記者の派遣を通じたコミュニケーション支援を図ります。	議会事務局 秘書課 障害福祉課